

## 別表二十の記載の仕方

- 1 この申告書は、法第84条（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等（法附則第20条第1項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する退職年金業務等に該当するものとみなされるものを含まず。）を行う内国法人又は法第145条の3（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人が退職年金等積立金に係る確定申告（法第89条（退職年金等積立金に係る確定申告）（法第145条の5（申告及び納付）において準用する場合を含みます。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。）若しくは退職年金等積立金に係る中間申告（法第88条（退職年金等積立金に係る中間申告）（法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合及び地方法人税法第6条第3号（基準法人税額）に掲げる法人が退職年金等積立金に係る確定申告（同法第19条第5項（確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。）若しくは退職年金等積立金に係る中間申告（同法第16条第6項（中間申告
- ）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含みます。）の提出をいいます。）又はこれらの申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」の空欄は、確定申告をする場合には「確定」と、中間申告をする場合には「中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載します。
- 3 「旧納税地及び旧法人名等」は、当期中に納税地若しくは法人名に異動があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には旧納税地又は旧法人名（被合併法人名）を、本店又は主たる事務所の所在地と納税地とが異なる場合には本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。
- 4 「退職年金等積立額25」から「合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額28」まで及び「課税標準法人税額35」の各欄は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度等について修正申告をする場合には、記載を要しません。